

神奈川県アルコール健康障害対策推進協議会設置要綱 新旧対照表(案)

新	旧
<p>第1条～第2条 略</p> <p>(構成員)</p> <p>第3条</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>(11)その他精神保健医療担当課長が適当と認める者</p> <p>附 則 この要綱は、平成29年6月15日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成31年3月29日から施行する。</p> <p><u>附 則</u> <u>この要綱は、令和元年11月1日から施行する。</u></p>	<p>第1条～第2条 略</p> <p>(構成)</p> <p>第3条</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>(11)その他がん・疾病対策課長が適当と認める者</p> <p>附 則 この要綱は、平成29年8月10日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成31年3月29日から施行する。</p>